

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前注註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パプアニューギニア	パプアニューギニア独立国政府とパプアニューギニア政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及びび役務の購入	1,000,000千円 -----	2020.6.25 ポートモレスビー で (同日)	日本側 中原邦之在パプアニューギニア大使 パプアニューギニア側 トリツク・ワルアイチ外務国際貿易大臣	2021.1.5 5号
パプアニューギニア	パプアニューギニア独立国政府とパプアニューギニア政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及びび役務の購入	900,000千円 -----	2020.6.25 ポートモレスビー で (同日)	日本側 中原邦之在パプアニューギニア大使 パプアニューギニア側 トリツク・ワルアイチ外務国際貿易大臣	2022.4.26 168号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。